

## レスキューサービス利用規定(抜粋版)

### 第7条(無償サービスの内容)

サービス実施者が無償で提供するプレミアムレスキューサービスは、車両使用者の乗車する対象車両が日本国内で走行中に発生した車両故障により自力走行不能で尚且つ緊急対応を要する場合(※)を条件として以下の通りとします。

※「自力走行不能で尚且つ緊急対応を要する場合」とは、物理的に走行不可能な場合(例えば、車が大破して動かない場合)か又は道路交通法上走行が禁止される場合(例えば、夜間でライトが作動しない場合)をいい、スタッドレスタイヤやチェーン等の装備が無いため雪道等で単にスリップする状態で走行できない場合等は含まないものとします。

#### 1. 現場作業サービス

車両故障の現場において、作業員1名が30分(次項に定めるレッカーサービスにおける積込み作業を含めいくつかの作業を合わせて行う場合はその合計所要時間が30分)以内で実施可能な次の軽作業サービス。

1) 車内にキーがある場合のキー閉じ込み時の開錠作業(特殊作業及びセキュリティ装置装備車両及びトランクの開錠は除く)

2) バッテリー上がり時のジャンピング作業及び電圧測定

3) パンク時のスペアタイヤ交換作業及び目視出来る範囲での交換済タイヤのチェック(1本まで)

4) ガス欠時の給油作業(燃料は車両使用者負担)

<費用負担>

なお、次に定める費用は、無料サービスを超えるものとして車両使用者の負担となります。代表例は次のとおりですがこれに限られません。

①キーの閉じ込みにおいて、電子ロック等特殊構造の鍵や盗難防止装置等が付いているなどにより開錠が困難な車両の運搬・開錠等にかかる費用実費。

②バッテリーの充電費用実費。

③タイヤ補修剤等によりパンクの応急処置を行う場合の補修費用実費及びタイヤ補修剤等の作業以外に要する代金実費。

④ガス欠時に於いて、給油を行った燃料代金実費。

⑤その他、交換・備付等を行った部品の代金、及び補充・交換等を行った消耗品の代金実費。

⑥サービス実施者が速やかに作業に取りかかれず、待機時間が発生した場合の待機費用実費。

⑦サービス実施者が安全対策をするうえで使用した発炎筒等の費用実費。⑧サービス実施者が現場往復に要したカーフェリー乗船料金等、並びにサービスの実施に必要となった有料駐車場利用料金実費。

#### 2. レッカーサービス

①車両故障の現場から最寄の運営者指定工場までを限度とした、レッカーによるけん引又は車両積載車による運搬。但し、前項の現場応急作業サービスにより自力走行可能となる場合及びキーを紛失した場合は対象外とし、また積込み作業は前項の現場応急作業サービス含めて作業員1名が30分以内で実施可能な範囲内とします。但し、夜間・休日等で最寄の運営者指定工場が受け入れ不可能な場合は、最寄の一時保管場所まで搬送し、翌営業日まで保管(※)することとします。

※保管料金に関しては<費用負担>⑫にて解説。

②上記の最寄の一時保管場所から最寄の運営者指定工場までを限度とした、レッカーによるけん引又は車両積載車による運搬。

<費用負担>

なお、次に定める費用は、無料サービスを超えるものとして車両使用者の負担となります。代表例は次のとおりですがこれに限られません。

①レッカーケン引又は車両積載車による運搬距離が無料サービス範囲を越えた場合、1km毎に延長レッカーケン引(車両運搬)費用実費。

②ドーリー、クレーンの使用等、特殊作業を要する場合の特殊作業費用実費。

③車両の引上作業費用実費。

④車両が公共物、建物等に追衝突等した場合の車両引出し作業費用実費。

⑤搬送する際に立体駐車場等にトラブル車両があることにより、レッカー又は車両積載車に近づけるところまで移動する車両引出し作業費用実費(手押し作業を含む)。

⑥サービス実施者が速やかに作業に取りかかれず、待機時間が発生した場合の待機費用実費。

⑦車両の形状(ローダウン車・エアロバーツ装着車)等により、積み込むための困難な作業費用実費。

⑧搬送移動先のスペースや立地関係の理由で車両を積み下ろしてから車両を移動する作業費用実費(手押し作業含む)。

⑨車両の破損による清掃作業、オイル漏れの後処理使用的油処理剤代及び作業費用実費。

⑩サービス実施者が安全対策をするうえで使用した発炎筒等の費用実費。

⑪サービス実施者が現場往復に要したカーフェリー乗船料金等、並びにサービスの実施に必要となった有料駐車場利用料金実費。

⑫一時保管場所での保管料金は24時間までは無料といたしますが、24時間以後は所定の費用が発生します。

#### 3. 遠方トラブルサポートサービス

車両故障の現場が車両使用者の使用の本拠地から直線距離100km以上(※)遠方の場合で、車両使用者が乗車する車両が前号のレッカーサービスを利用して修理工場等に一時保管となった場合(但し、遠方トラブルサポートサービスのみの利用はできません)、次の①～④のいずれか一つの遠方トラブルサポートサービスの提供を行います。(①～④と⑤の重複は可能です。)なお、遠方トラブルサポートサービスは、車両使用者が利用料金を立替払いし、プレミアムレスキューサービス事業者へ送付する所定請求費用紙に当該利用料金を証す領収書を貼付け、プレミアムレスキューサービス事業者に返送するものとします。

所定請求費用紙が車両使用者からプレミアムレスキューサービス事業者に到着してから1ヶ月以内に車両使用者指定の銀行口座に当該利用料金を振り込むものとします。また、車両使用者が立替払いした代金の精算に際し、プレミアムレスキューサービス事業者が車両使用者に請求中の有料サービス代金等があった場合、代金を差し引きのうえ精算できるものとします。

※使用の本拠地より直線距離100km以上離れた場所の算出方法は、プレミアムレスキューサービス事業者の地図システムにて直線距離を算出し、これを基準とします。

#### ①タクシーサポート

車両故障発生の当日中に、現場から目的地への移動にタクシーを利用する場合、10,000円を限度に、タクシー利用料金相当額を負担します。なお、タクシーの手配は、車両使用者が行うものとします。

#### ②レンタカーサポート

目的地へ移動する為の代替車両として、運営者が指定するレンタカーの手配を行い、10,000円を限度にレンタカー利用料金相当額を負担します。但し、燃料代は車両使用者の負担となり、また季節・時間帯・場所等により運営者が手配出来ない場合は車両使用者が自ら手配を行うものとします。

#### ③代替公共交通機関サポート

車両故障等の発生当日に帰宅する場合に限り、車両使用者及び同乗者(但し、車検証に記載の定員数内)一人あたり20,000円を限度に、電車・バス及び航空機や船舶等の公共の交通機関の利用料金相当額を負担します。但し、新幹線・特急等は普通指定席まで、航空機はエコノミークラス、船舶は2等船室までの利用に限ります。また、利用券の予約・購入等の手配は、車両使用者が行うものとします。

※原則として最短、かつ合理的で使用の本拠地に到着出来る経路及び方法が対象となります。

※サービスの利用にあたり、使用した交通機関の領収書が必ず必要となります。領収書の取り付けが困難である場合は、交通機関利用方法、経路、金額を確認し妥当と判断された場合のみ対象となります。

#### ④宿泊サポート

公共の交通機関を利用できず宿泊が必要な場合、車両故障発生当日の夜間1泊分に限り、運営者が指定する現場から最寄の宿泊施設の手配を行い、車両使用者及び同乗者(但し、車検証に記載の定員数内)一人あたり15,000円を限度に宿泊料金相当額を負担します。但し、季節・時間帯・場所等により当社が手配できない場合は車両使用者が自ら手配を行うものとします。

※宿泊費用とは客室料(税・サービス料込み)をいい、飲食代、電話代等、その他の費用については車両使用者の負担となります。

※宿泊施設とは、原則としてビジネスホテルクラスとなります。

※緊急時に宿泊せざるを得なかつた場合に限定しているため、当該車両故障発生以前から予約又は予定をしていた宿泊施設での宿泊費用は対象外となります。

#### ⑤修理後搬送サポート

現地最寄の運営者指定工場にて修理された場合、修理後の対象車両を使用の本拠地まで運搬し、費用を50,000円(税込み)まで負担いたします。

※原則として最短、かつ合理的で使用の本拠地に搬送出来る経路及び方法が対象となります。

### 第8条(無料サービスの適用除外)

次の各号のいずれかの場合においては無料サービスの適用除外とします。代表例は次の各号のとおりですがこれに限られません。

- 1) 車両使用者又はサービス実施者がスペアキーを取ってくる方が便宜であるとプレミアムレスキューサービス事業者及びサービス実施者が判断した場合。
- 2) キー(スペア含む)紛失時(車内に無い場合も含む)の全ての作業依頼。
- 3) トランクへのキーの閉じ込みによる直接開錠作業依頼。
- 4) 車両が横転、転倒、落車している場合。
- 5) 天候状況に関係なくガラスウインドー昇降に関するトラブルや故障等。
- 6) 行走に支障の無い(保安部品に関連性の無い)電装品等(オーディオ、ラジオ、カーナビ、テレビ、ルームランプ、フォグラント、エアコン等)のトラブルや故障等。
- 7) チェーン脱着、ノーマルタイヤとスタッドレスタイヤの相互の交換作業依頼。
- 8) 故意による又は車両メーカー所定の範囲を超えた使用・改造等による故障等。
- 9) 無資格、酒酔い運転、薬物使用等法令上禁止されている状態で運転中の故障等。
- 10) 航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送中の故障等。
- 11) レース、ラリー等、一般的な乗用目的以外(店舗展示車等を含む)での車両利用中の故障等。
- 12) 一旦レッカーサービスを利用した後、トラブル車両の修理をせずに再度搬送依頼を受けた際の料金全額実費。
- 13) 車両使用者の移動希望工場が営業時間外等で、やむを得ず自宅又はサービス実施者の工場に移動した後に、移動希望工場へ移動する料金全額実費。
- 14) 登録日を基準とした1年の保証契約期間中4回以上の依頼を受けた際の料金全額実費。

### 第9条(有料サービス)

1. 車両使用者が無料サービス以外のサービスを求めた場合は、すべて有料にて、サービス実施者が対応可能な範囲で実施されます。
2. 有料サービスについては、車両使用者とサービス実施者との間での別途有償契約によるものとします。
3. 有料サービスの料金は、特にプレミアムレスキューサービス事業者が認めた場合を除き、現場にて現金又はクレジットカードにて実費精算するものとします。
4. 現場で車両使用者が実費精算できない場合、当該有料サービス料金はプレミアムレスキューサービス事業者又はサービス実施者から車両使用者に請求するものとし、車両使用者は後日プレミアムレスキューサービス事業者又はサービス実施者に支払うものとします。
5. 前項において、車両使用者が支払いできないとプレミアムレスキューサービス事業者及びサービス実施者が判断した場合、プレミアムレスキューサービス事業者は請求に関する協力を運営者に要請できるものとします。